

平成28年6月7日招集

# 秩父市議会定例会議案

## 目 次

議案第49号	専決処分について（秩父市税条例等の一部を改正する条例）	1
議案第50号	専決処分について（秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例）	6
議案第51号	専決処分について（秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	10
議案第52号	秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正	13
	する条例	
議案第53号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	14
議案第54号	秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	26
議案第55号	秩父市秩父宮記念市民会館条例	28
議案第56号	秩父市いじめ問題対策連絡協議会等条例	34
議案第57号	平成28年度秩父市一般会計補正予算（第1回）	38

議案第49号

専決処分について

秩父市税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月7日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

専決処分書

秩父市税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第1条 秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第10項を同条第16項とし、同条第9項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第10条の2中第8項を第13項とし、第7項を第12項とし、第6項の次に次の5項を加える。

7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(秩父市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秩父市税条例の一部を改正する条例（平成27年秩父市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の

項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第100条の2の項、同条第10項の表第7項の表第100条の2の項の項、同条第12項の表第7項の表第100条の2の項の項及び同条第14項の表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第15項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに

取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第50号

専決処分について

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月7日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康



専決処分書

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

## 秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成17年秩父市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から前項まで」を「附則第10項から前項まで」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例等）」を付する。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の秩父市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第51号

専決処分について

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月7日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

専決処分書

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

## 秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改める。

第24条第2項第1号中「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」を「及び住所」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 改正後の第21条第2号の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例

秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 2 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「又は勤務する」を「勤務し、又は通学する」に改める。

第 4 条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「前条第 3 号を除く各号」を「前条各号（第 3 号を除く。）」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 第 3 条第 1 号に該当しなくなったとき（団長が職務の遂行に支障がないと認められた場合を除く。）。

第 1 3 条第 4 項を削る。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（報酬及び費用弁償の支給方法）

第 1 4 条 報酬は、当該年度分を一括して支給する。

2 前項に規定するもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 5 0 号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 8 年 6 月 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

消防団員の任命要件の拡大を図り、併せて、消防団員の報酬及び費用弁償の支給方法等について明確化を図りたいため。

議案第53号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第6条第2項」の次に「（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は別表」を「同表」に改め、「第54条第2項」の次に「（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）」の規定による申出を伴う場合、又は同表第31号若しくは第32号に掲げる申請に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「別表第10号」を「同表第10号」に改め、同条第5項中「第80号」を「第83号」に改める。

第6条第5項中「第44号から第46号まで」を「第47号から第49号まで」に改める。

別表中「、第4条」を削り、同表第25号及び第26号を次のように改める。

25 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画認定申請に対する審査手数料	ア 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。次号において同じ。）が提出された場合	一戸建ての住宅	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 6,000円 (2) 増築又は改築の場合 10,000円
		共同住宅等	1住戸につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この号及び次号において「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この号及び次号において同じ。）



		(1) 新築の場合 13,000円 (2) 増築又は改築の場合 21,000円
イ 長期優良住宅建築等計画に係る住宅に関する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。次号において同じ。）の写しが提出された場合	一戸建ての住宅	1棟につき23,000円
	共同住宅等	1住戸につき72,000円を申請住戸数で除して得た額
ウ ア及びイ以外の場合	一戸建ての住宅	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 57,000円 (2) 増築又は改築の場合 85,000円
	共同住宅等	1住戸につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額を申請住戸数で除して得た額 (1) 新築の場合 127,000円 (2) 増築又は改築の場合 194,000円

26 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画変更認定申請に対する審査手数料	ア 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	一戸建ての住宅	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 3,000円 (2) 増築又は改築の場合 5,000円
		共同住宅等	1住戸につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額を申請住戸数で除して得た額 (1) 新築の場合 6,500円 (2) 増築又は改築の場合 10,500円
	イ 変更後の長期優良住宅建築等計画に係る住宅に関する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出された場合	一戸建ての住宅	1棟につき11,500円
		共同住宅等	1住戸につき36,000円を申請住戸数で除して得た額
	ウ ア及びイ以外の場合	一戸建ての住宅	1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 28,500円 (2) 増築又は改築の場合 42,500円
		共同住宅等	1住戸につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額を申請住戸数で除して得た額 (1) 新築の場合 63,

		500円 (2) 増築又は改築の場合 97,000円
--	--	----------------------------------

別表中第85号を第88号とし、第31号から第84号までを3号ずつ繰り下げ、第30号の次に次のように加える。

31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に対する審査手数料	ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	審査1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) 一戸建ての住宅 5,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 1,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 2 3,000円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 1,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 3 1,000円
	イ ア以外の場合	審査1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経

済産業省・国土交通省  
令第1号。以下この号  
から第33号までにお  
いて「省令」という。）

第8条第2号イ及びロ  
に定める基準に適合す  
る一戸建ての住宅

(ア) 床面積の合計  
が200平方メート  
ル未満のもの 4  
0,000円

(イ) 床面積の合計  
が200平方メート  
ル以上のもの 4  
4,000円

(2) 省令第8条第2号  
イ及びロに定める基準  
に適合する住宅用途  
を含む建築物の住宅  
部分

(ア) 床面積の合計  
が300平方メート  
ル未満のもの 8  
0,000円

(イ) 床面積の合計  
が300平方メート  
ル以上のもの 13  
5,000円

(3) 省令第8条第1号  
イ(1)及びロ(1)  
に定める基準に適合す  
る非住宅用途を含む  
建築物の非住宅部分

(ア) 床面積の合計  
が300平方メート

		<p>ル未満のもの 26 7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル 以上のもの 43 2,000円</p> <p>(4) 省令第8条第1号 イ(2)及びロ(2) に定める基準に適合す る非住宅用途を含む 建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計 が300平方メートル 未満のもの 10 2,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル 以上のもの 17 1,000円</p>
32 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請に対する審査手数料	ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	<p>審査1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計 が300平方メートル 未満のもの 5, 500円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル 以上のもの 1 1,500円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む 建築物の非住宅部分</p>

		<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 15,500円</p>
	<p>イ ア以外の場合</p>	<p>審査1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合する一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(2) 省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合する住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円</p>

		<p>(3) 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 216,000円</p> <p>(4) 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 85,500円</p>
<p>3.3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定申請</p>	<p>ア 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p>	<p>審査1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1</p>

<p>に対する審査手数料</p>		<p>1,000円  (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 2  3,000円  (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分  (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1  1,000円  (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 3  1,000円</p>
	<p>イ ア以外の場合</p>	<p>審査1件につき、次に掲げる額を合算した額  (1) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する一戸建ての住宅  (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 4  0,000円  (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4  4,000円  (2) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する住宅用途を含む建築物の住宅部</p>



分

(ア) 床面積の合計  
が300平方メートル未  
満のもの 8  
0,000円

(イ) 床面積の合計  
が300平方メートル以  
上のもの 13  
5,000円

(3) 省令第1条第1項  
第2号イ(2)及びロ  
(2)に定める基準に  
適合する一戸建ての住  
宅

(ア) 床面積の合計  
が200平方メートル未  
満のもの 2  
0,000円

(イ) 床面積の合計  
が200平方メートル以  
上のもの 2  
2,000円

(4) 省令第1条第1項  
第2号イ(2)及びロ  
(2)に定める基準に  
適合する住宅用途を  
含む建築物の住宅部  
分

(ア) 床面積の合計  
が300平方メートル未  
満のもの 3  
8,000円

(イ) 床面積の合計  
が300平方メートル以  
上のもの 6

		<p>6,000円</p> <p>(5) 省令第1条第1項 第1号イに定める基準 に適合する非住宅用 途を含む建築物の非 住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計 が300平方メート ル未満のもの 26 7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メート ル以上のもの 43 2,000円</p> <p>(6) 省令第1条第1項 第1号ロに定める基準 に適合する非住宅用 途を含む建築物の非 住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計 が300平方メート ル未満のもの 10 2,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メート ル以上のもの 17 1,000円</p>
--	--	---

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

平成28年6月7日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定によ

る長期優良住宅建築等計画認定申請等に対する審査手数料について、増築又は改築の場合の審査手数料を定めるほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に対する審査手数料を定める等、所要の改正を行いたいため。

## 議案第54号

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イ及び第43条第7号イ中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育

士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月7日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

厚生労働省令で定めている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員配置に係る特例について同様の改正を行うほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 55 号

秩父市秩父宮記念市民会館条例

秩父市秩父宮記念市民会館条例（平成 17 年秩父市条例第 20 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 故秩父宮雍仁親王殿下の御遺徳をしのび、秩父宮家との御縁故を永く記念するとともに、市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、秩父宮記念市民会館（以下「会館」という。）を秩父市熊木町 8 番 15 号に設置する。

（業務）

第 2 条 会館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会館の利用に関すること。
- (2) その他会館の設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

（休館日）

第 3 条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
- (2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第 4 条 会館を利用することができる時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

ただし、市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第 5 条 会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 会館の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他会館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第 1 項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 会館の管理上特に必要があるため、市長が第5条第1項の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、会館を利用することができないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用権利者は、会館を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指示)

第10条 市長は、利用権利者及び利用権利者の利用目的に応じて会館に入館した者並びにその利用目的を問わず会館に入館した者（以下「利用者」と総称する。）の遵守事項を定め、会館の管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第11条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は会館の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第5条第3項の条件又は第9条の規定に違反したとき。

(2) 前条の遵守事項又は指示に従わないとき。

(3) 不正な手段によって第5条第1項の許可を受けたとき。

(4) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 市は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する処分を受け、これにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第12条 利用権利者は、会館の施設、設備等（以下「施設等」という。）の利用を終わったとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第13条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は会館の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（入館の禁止等）

第14条 市長は、会館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。

（販売行為等の禁止）

第15条 会館においては、物品の販売及び宣伝その他これに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（目的外使用）

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第238条の4第7項の規定により、会館の一部を目的外に使用させることができる。

2 前項の規定により目的外の使用の許可を受けた者は、秩父市行政財産の使用料に関する条例（平成17年秩父市条例第69号）別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

（指定管理者による管理）

第17条 市長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第5条まで、第8条、第10条、第11条、第14条及び第15条の規定の適用については、これらの規定（第10条を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項及び第4条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と



と、第11条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第18条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲で、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合における第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条中「別表に」とあるのは「指定管理者が」と、第7条及び第8条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による利用の許可、使用料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の秩父市秩父宮記念市民会館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

別表（第6条、第18条関係）

利用区分				金額
大ホールフォレスト	全席	平日	午前	17,000円
			午後	26,000円
			夜間	34,000円
			全日	72,000円
	土曜日、日曜日及び休日	土曜日、日曜日及び休日	午前	20,000円
			午後	31,000円

		夜間	41,000円
		全日	86,000円
1階席	平日	午前	11,900円
		午後	18,200円
		夜間	23,800円
		全日	50,400円
	土曜日、日曜日及び休日	午前	14,000円
		午後	21,700円
		夜間	28,700円
		全日	60,200円
舞台のみ（1時間につき）			3,000円
けやきフォーラムA・B・C・D（1室1時間につき）			500円
会議室1・2（1室1時間につき）			400円

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までのうち休日を除く日をいう。
- 2 「午前」とは、午前9時から正午までをいい、「午後」とは、午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 3 大ホールフォレストの舞台のみの利用は、準備又は練習を目的とする場合に限るものとする。
- 4 この表の規定にかかわらず、秩父郡市内に住所を有し、又は勤務している者並びに事務所又は事業所を有している個人及び法人その他の団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表により算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 5 この表及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、当該各号に定める額とする。
  - (1) 入場者から入場料金その他これに類する料金（その額が3,000円を超えるものに限る。以下「入場料金等」という。）を徴収して、大ホールフォレストの全席又は1階席を利用する場合（次号に該当する場合を除く。）次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
    - ア 入場料金等の額が5,000円以下の場合 この表又は前項の規定に

より算定された額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）

イ 入場料金等の額が5,000円を超える場合 この表又は前項の規定により算定された額に2を乗じて得た額

(2) 営利又は宣伝を目的として、大ホールフォレストの全席又は1階席を利用する場合 この表又は前項の規定により算定された額に100分の250を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）

(3) 営利又は宣伝を目的として、けやきフォーラムを利用する場合 この表又は前項の規定により算定された額に2を乗じて得た額

6 この表、第4項及び前項の規定にかかわらず、第5条第1項の許可に係る利用時間外に利用する場合の使用料は、当該利用時間外の利用1時間（その時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）につき、この表、第4項又は前項の規定により算定された額の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

平成28年6月7日提出

秩父市長 久喜邦康

#### 提案理由

秩父宮記念市民会館の供用を開始するにあたり、利用料金に関する規定を整備する等、条例の全部を改正したいため。

## 議案第56号

### 秩父市いじめ問題対策連絡協議会等条例

#### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 秩父市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第10条）

第3章 秩父市いじめ問題専門委員会（第11条—第18条）

第4章 秩父市いじめ問題再調査委員会（第19条—第24条）

第5章 雑則（第25条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、秩父市いじめ問題対策連絡協議会、秩父市いじめ問題専門委員会及び秩父市いじめ問題再調査委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 秩父市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、秩父市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、いじめの防止等に関係する機関及び団体に所属する者その他秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 連絡協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 連絡協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### 第3章 秩父市いじめ問題専門委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項の規定に基づき、秩父市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

(1) いじめの防止等のための対策について調査審議すること。

(2) 重大事態（法第28条第1項の重大事態をいう。以下同じ。）に係る事実関係について調査審議すること。

(組織)

第13条 専門委員会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第14条 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第15条 専門委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その委嘱の日から当該臨時委員の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第16条 専門委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員及び臨時委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(準用)

第18条 第5条第2項及び第3項並びに第8条から第10条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第9条中「委員」とあるのは、「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

#### 第4章 秩父市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、同項の規定による調査の必要があると認められる重大事態ごとに、秩父市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第21条 再調査委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員の任期)

第22条 委員の任期は、その委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(庶務)

第23条 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(準用)

第24条 第5条第3項、第8条、第9条、第14条、第16条及び第17条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第14条中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第17条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）」とあり、及び同条第4項中「委員及び臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

#### 第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会又は専門委員会若しくは再調査委員会の運営その他必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会又は専門委員会若しくは再調査委員会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第52号を第54号とし、第45号から第51号までを2号ずつ繰り下げ、第44号の次に次のように加える。

45 いじめ問題専門委員会委員	委員長	日額	7,400円
	委員	〃	6,800円
46 いじめ問題再調査委員会委員	委員長	日額	7,400円
	委員	〃	6,800円

平成28年6月7日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

#### 提案理由

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題に対応するための連絡協議会等の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めたいため。

議案第57号

平成28年度秩父市一般会計補正予算（第1回）

平成28年度秩父市一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,186千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,438,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月7日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,854,385	2,000	3,856,385
	3 委託金	12,869	2,000	14,869
15 県支出金		1,608,948	178,186	1,787,134
	2 県補助金	441,924	178,186	620,110
18 繰入金		2,577,833	6,000	2,583,833
	1 繰入金	2,577,833	6,000	2,583,833
20 諸収入		354,268	2,000	356,268
	5 雑入	190,492	2,000	192,492
歳入合計		31,250,000	188,186	31,438,186

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,738,992	8,063	7,747,055
	1 総務管理費	7,128,530	8,063	7,136,593
3 民生費		9,851,120	193,403	10,044,523
	1 社会福祉費	5,114,228	178,186	5,292,414
	2 児童福祉費	3,496,953	15,217	3,512,170
10 教育費		2,387,770	2,482	2,390,252
	1 教育総務費	377,073	2,482	379,555
14 予備費		102,271	△15,762	86,509
	1 予備費	102,271	△15,762	86,509
歳 出 合 計		31,250,000	188,186	31,438,186